

15. 施設利用サービス料金表 (R8.8.1)

I 利用料

1 生活介護事業

7時間以上8時間未満の場合

(単位 円)

障害支援区分	生活介護サービス費対象サービス			食費・光熱水費	合計	市町村負担計	本人負担計
	単位数	市町村負担	本人負担	本人負担			
	a	b	c	d	e	f	g
		$a \times 10 \text{円} \times 0.9$	$a \times 10 \text{円} \times 0.1$		$b+c+d$	b	c+d
6	1,116	10,044	1,116	850	12,010	10,044	1,966
5	829	7,461	829		9,140	7,461	1,679
4	567	5,103	567		6,520	5,103	1,417
3	507	4,563	507		5,920	4,563	1,357
2以下	461	4,149	461		5,460	4,149	1,311

※加算等

- 人員配置体制加算 (I) 1日263単位 (厚生労働大臣が定める施設基準の人員配置を行っている場合に加算)
- 福祉専門職配置等加算 (I) 1日15単位 (常勤で生活支援員として配置している職員のうち、介護福祉士等である職員の割合35%以上ある場合に加算)
福祉専門職配置等加算 (III) 1日6単位 (生活支援員として配置している職員のうち、常勤である職員の割合75%以上ある場合に加算)
- 常勤看護職員等配置加算 1日76単位 (利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算)
- 初期加算 1日30単位 (利用開始した日から起算して30日以内の期間について、利用日に加算)
- 訪問支援特別加算 1回 $\begin{cases} 187 \text{単位} & (1 \text{時間未満、訪問1ヶ月2回を限度：5日間連続利用がなく、利用に係る相談援助等を行った場合に加算}) \\ 280 \text{単位} & (1 \text{時間以上、訪問1ヶ月2回を限度：5日間連続利用がなく、利用に係る相談援助等を行った場合に加算}) \end{cases}$
- 欠席時対応加算 1日94単位 (急病によりその利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合に加算)
- リハビリテーション加算 (I) 1日48単位 (リハビリテーション実施計画が作成されている頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある利用者に対して加算)
リハビリテーション加算 (II) 1日20単位 (リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して加算)
- 利用者負担上限額管理加算 1回150単位 (1ヶ月1回を限度：障害福祉サービスの利用者負担合計額の管理を行った場合に加算)
- 低所得者の食事提供体制加算 1日30単位 (食費負担は290円) ただし、施設入所支援事業利用者の方は除く
- 入浴支援加算 1日80単位 (医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を行った場合に加算)
- 喀痰吸引等実施加算 1日30単位 (医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を習得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に加算)
- 栄養スクリーニング加算 1回5単位 (利用者の栄養状態の確認や関連する情報を担当の相談支援専門員に提供を行った場合に加算)
- 栄養改善加算 1回200単位 (原則3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月2回を限度：栄養ケア計画が作成されている利用者に対して、必要な支援を行った場合に加算)
- 延長支援加算 1日 $\begin{cases} 100 \text{単位} & (9 \text{時間以上} 10 \text{時間未満の場合}) \\ 200 \text{単位} & (10 \text{時間以上} 11 \text{時間未満の場合}) \end{cases}$ 300単位 (11時間以上12時間未満の場合)
400単位 (12時間以上の場合)
- 送迎加算 (II) 1回10単位 (片道につき自宅から施設の間を送迎した場合に加算) ただし、施設入所支援事業利用者の方は除く
- 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (I) 1日500単位 (障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日初日から5日目までに限り加算)
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (II) 1日250単位 (障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日6日目から15日目までに限り加算)
- 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) $\square$ (1月につき $+ \text{所定単位} \times 117 / 1,000$)
- 食費・光熱水費の内訳 昼食590円 (低所得者で当施設の短期入所事業を併用した場合は、415円)、光熱水費300円 ただし、施設入所支援事業利用者の方は除く

2 施設入所支援事業

(単位 円)

障害支援区分	施設入所支援サービス費対象サービス			施設入所支援サービス費対象外サービス			合計	市町村負担計	本人負担計
	単位数	市町村負担	本人負担	食費・光熱水費	市町村負担	本人負担			
	a	b	c	d	e	f	g	h	i
		$a \times 10 \text{円} \times 0.9$	$a \times 10 \text{円} \times 0.1$		特定障害者特別給付費	d-e	$b+c+e+f$	b+e	c+f
6	463	4,167	463	1,745	0	1,745	6,375	4,167	2,208
5	392	3,528	392				5,665	3,528	2,137
4	316	2,844	316				4,905	2,844	2,061
3	239	2,151	239				4,135	2,151	1,984
2以下	174	1,035	174				2,954	1,035	1,919

※加算等

- 夜勤職員配置体制加算 1日60単位 (厚生労働大臣が定める施設基準の職員数を夜勤者として配置している場合に加算)
- 重度障害者支援加算 (I) 1日28単位 (昼間、生活介護を受ける利用者の方への支援が、1日を通して適切に確保されるように基準職員数に加えて職員を配置している場合に加算)
- 入所時特別支援加算 1日30単位 (入所日及び30日を越える入院後に再度利用開始した場合に利用開始日から30日を限度として加算)
- 入院・外泊時加算 (I) 1日320単位 (入院または外泊の期間に、1月につき8日を限度として所定単位数に代えて加算、初日と最終日は除く)
入院・外泊時加算 (II) 1日191単位 (入院または外泊の期間に、入院または外泊が8日を越えた日から82日を限度として所定単位数に代えて加算、最終日は除く)
- 入院時支援特別加算 1回 $\begin{cases} 561 \text{単位} & (入院4日未満、訪問1回、1ヶ月1回を限度：入院期間中の日常生活支援等を行った場合に加算) \\ 1,122 \text{単位} & (入院4日以上、訪問2回、1ヶ月1回を限度：入院期間中の日常生活支援等を行った場合に加算) \end{cases}$
- 通院支援加算 1回17単位 (通院に係る支援を行った場合に、1ヶ月2回を限度に加算)
- 地域移行加算 1回500単位 (退所後に生活する居宅を退所後30日以内に訪問し、相談支援等を行った場合に、1回を限度に加算)
- 体験宿泊支援加算 1日120単位 (体験的な宿泊支援を利用し、その連絡調整その他相談援助を行った場合に加算)
- 口腔衛生管理体制加算 1月につき30単位 (歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算)
- 口腔衛生管理加算 1月につき90単位 $\begin{cases} \text{イ. 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して、口腔ケアを月2回以上行うこと} \\ \text{ロ. 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。} \\ \text{ハ. 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。} \end{cases}$
- 栄養マネジメント加算 1日12単位 (常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合に加算)
- 療養食加算 1日23単位 (管理栄養士配置がされていて、療養食を提供した場合に加算)
- 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) $\square$ (1月につき $+ \text{所定単位} \times 193 / 1,000$)
- 食費・光熱水費 1,845円 (内訳 朝食415円、昼食590円、夕食540円、光熱水費300円)

14.施設利用サービス料金表 (R8.8.1)

I 利用料

1 短期入所事業・日中一時支援事業

(単位 円)

障害支援区分		短期入所サービス費対象サービス			食費・光熱水費	合計	市町村負担計	本人負担計
		単位数	市町村負担	本人負担				
		a	b	c				
			a×10円×0.9	a×10円×0.1				
福祉型 (I) 障害者	6	923	8,307	923	1,745	10,922	8,307	2,615
	5	784	7,056	784		9,532	7,056	2,476
	4	648	5,832	648		8,172	5,832	2,340
	3	583	5,247	583		7,522	5,247	2,275
	1及び2	509	4,581	509		6,782	4,581	2,201
福祉型 (II) 障害者	6	602	5,418	602		7,712	5,418	2,294
	5	527	4,743	527		6,962	4,743	2,219
	4	318	2,862	318		4,872	2,862	2,010
	3	240	2,160	240		4,092	2,160	1,932
	1及び2	173	1,557	173		3,422	1,557	1,865
福祉型 (III) 障害児	3	784	7,056	784		9,532	7,056	2,476
	2	615	5,535	615		7,842	5,535	2,307
	1	509	4,581	509		6,782	4,581	2,201
福祉型 (IV) 障害児	3	527	4,743	527		6,962	4,743	2,219
	2	279	2,511	279		4,482	2,511	1,971
	1	173	1,557	173		3,422	1,557	1,865
福祉型 強化 (I) 障害者	6	1,164	10,476	1,164	1,692	13,332	10,476	2,856
	5	1,026	9,234	1,026		11,952	9,234	2,718
	4	889	8,001	889		10,582	8,001	2,581
	3	824	7,416	824		9,932	7,416	2,516
	1及び2	751	6,759	751		9,202	6,759	2,443
福祉型 強化 (II) 障害者	6	844	7,596	844		10,132	7,596	2,536
	5	770	6,930	770		9,392	6,930	2,462
	4	559	5,031	559		7,282	5,031	2,251
	3	483	4,347	483		6,522	4,347	2,175
	1及び2	413	3,717	413		5,822	3,717	2,105
福祉型 強化 (III) 障害児	3	1,026	9,234	1,026		11,952	9,234	2,718
	2	858	7,722	858		10,272	7,722	2,550
	1	752	6,768	752		9,212	6,768	2,444
福祉型 強化 (IV) 障害児	3	770	6,930	770		9,392	6,930	2,462
	2	521	4,689	521		6,902	4,689	2,213
	1	412	3,708	412		5,812	3,708	2,104
福祉型 強化特 定 (I) 障害者	6	1,107	9,963	1,107	1,692	12,762	9,963	2,799
	5	977	8,793	977		11,462	8,793	2,669
	4	846	7,614	846		10,152	7,614	2,538
	3	784	7,056	784		9,532	7,056	2,476
	1及び2	715	6,435	715		8,842	6,435	2,407
福祉型 強化特 定 (II) 障害児	3	977	8,793	977		11,462	8,793	2,669
	2	816	7,344	816		9,852	7,344	2,508
	1	714	6,426	714		8,832	6,426	2,406
日中 一時 支援 事業	区分	日中一時支援サービス費対象サービス		時間単位係数	食費・光熱水費			
	2時間未満			0.25				
	4時間未満	上記、福祉型の障害支援区分の 単位数に右記の係数を乗じた額 (端数切捨て)		0.50	食費は喫食分・光熱水費は1日 300円			
	4時間以上8時間未満			0.75				
	8時間以上			1.00				

※福祉型強化短期入所は、看護職員を常勤で1名以上配置し、医療的ケアが必要な利用者が利用した日について、サービス費を算定する。

※福祉型強化特定短期入所は、看護職員を常勤で1名以上配置し、医療的ケア児者に対して日中のみの指定短期入所を行った場合、サービス費を算定する。

※加算等

- 1 短期利用加算 1日30単位 (1年間に通算して30日を限度として算定する)
- 2 常勤看護職員等配置加算 1日10単位 (看護職員を常勤で1名以上配置する)
- 3 栄養士配置加算 (I) 1日22単位 (管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合に加算)
- 4 利用者負担上限額管理加算 1回150単位 (1ヶ月1回を限度：障害福祉サービスの利用者負担合計額の管理を行った場合に加算)
- 5 低所得者の食事提供体制加算 1日48単位 (日中一時支援事業を除く。)
ただし、食費負担は1,065円(内訳 朝食285円、昼食415円、夕食365円)
- 6 緊急短期入所受入加算 (I) 1日270単位 (緊急利用者を受け入れた場合に加算)
- 7 送迎加算 1回186単位 (片道につき自宅から施設の間を送迎した場合に加算)
- 8 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) □ (1月につき 所定単位×193/1,000)
- 9 医療的ケア対応支援加算 1日120単位 (医療的ケアが必要な利用者に対して、福祉型強化短期入所サービス費を提供する場合に加算)
医療的ケア対応支援加算 1日120単位 (医療的ケアが必要な利用者に対して、福祉型短期入所サービス費を提供する場合に加算)
- 10 重度障害児・障害者対応支援加算 1日30単位 (該当する区分に利用者の数が必要数以上であり、福祉型短期入所サービス費を提供する場合に加算)
- 11 地域生活支援拠点等に係る加算 1日100単位 (指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算)
- 12 食費・光熱水費1,845円(内訳 朝食415円、昼食590円、夕食540円、光熱水費300円)

II 利用者負担の上限について